

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700149号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700117号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月9日は12万4,000円、同年12月10日は12万6,000円、平成17年7月8日は11万6,000円、同年12月9日は12万円、平成18年7月14日は12万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月8日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年7月14日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がないことを知った。請求期間①から⑤までに賞与が支給されていたので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記普通預金元帳、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は12万4,000円、請求

期間②は12万6,000円、請求期間③は11万6,000円、請求期間④は12万円、請求期間⑤は12万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700208号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700118号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年7月9日は35万円、同年12月10日は41万1,000円、平成17年7月8日は46万7,000円、同年12月9日は34万3,000円、平成18年7月14日は36万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月8日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年7月14日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録がないことを知った。請求期間①から⑤までに賞与が支給されていたことが確認できる預金通帳の写しを提出するので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、請求者から提出された預金通帳の写し、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間にA社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、請求者から提出された

預金通帳の写し、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は35万円、請求期間②は41万1,000円、請求期間③は46万7,000円、請求期間④は34万3,000円、請求期間⑤は36万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700164 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700119 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における平成 17 年 12 月 21 日の標準賞与額を 26 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 17 年 12 月 21 日

年金事務所からのお知らせにより、A 社で勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がないことがわかった。給与明細書、賞与明細書及び源泉徴収票を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る「冬期賞与明細書」、同僚から提出された請求期間に係る「冬期賞与明細書」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間において、A 社から賞与の支給を受け、賞与額に見合う標準賞与額 (26 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間について、請求者から提出された平成 17 年 1 月から同年 12 月までの「給与明細書」、「夏期賞与明細書」、「冬期賞与明細書」において確認できる平成 17 年一年間の給与支給額及び社会保険料控除額は、請求者から提出された「平成 17 年分給与所得の源泉徴収票」の支払金額及び社会保険料等の金額と一致していることが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 17 年 12 月 21 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。